

平成23年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成23年6月6日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成23年6月6日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第23号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第24号 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第25号 尾鷲市土地開発基金条例の廃止について
- 日程第 5 議案第26号 平成23年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第 6 議案第27号 平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第 7 議案第28号 平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第29号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について
(提案説明、審議留保)
- 日程第 9 報告第 3号 専決処分事項の承認について(平成22年度尾鷲市一般会計補正予算第8号)
- 日程第10 報告第 4号 専決処分事項の承認について(平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第11 報告第 5号 平成22年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第 6号 財団法人尾鷲市開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について
- 日程第13 報告第 7号 財団法人尾鷲文化振興会の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について
(提案説明、質疑)

日程第14 選挙第 6号 尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

出席議員（15名）

1番 北村道生議員	2番 内山鉄芳議員
3番 端無徹也議員	4番 田中勲議員
5番 三林輝匡議員	6番 神保美也議員
7番 南靖久議員	8番 三鬼和昭議員
9番 與谷公孝議員	10番 大川真清議員
11番 濱中佳芳子議員	12番 三鬼孝之議員
13番 高村泰徳議員	15番 中垣克朗議員
16番 真井紀夫議員	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市長	岩田昭人君
副市長	横田浩一君
会計管理者兼出納室長	大倉令資君
市長公室長	仲明君
総務課長	三木正尚君
財政課長	川口拓也君
防災危機管理室長	川口明則君
税務課長	奥村和俊君
市民サービス課長	南進君
福祉保健課長	川端直之君
環境課長	野田耕史君
商工観光推進課長	奥村英仁君
魚まち推進課長	大倉良繁君
木のまち推進課長	小倉宏之君
建設課長	上田敏博君
水道部長	貝川弘毅君
尾鷲総合病院事務長	諦乗正君

尾鷲総合病院総務課長	児	玉	佳	高	君
尾鷲総合病院医事課長	和	田	恭	典	君
教 育 委 員 長	平	山		豊	君
教育委員会教育総務課長	大	川	一	文	君
教育委員会生涯学習課長	中	野		誠	君
教育委員会学校教育担当調整監	内	山	善	嗣	君
監 査 委 員	桑	原	紘	市	君
監査委員事務局長	中	森	將	人	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
議 事 ・ 調 査 係 長	竹	平	専	作
議 事 ・ 調 査 係 主 査	岩	本		功

〔開会 午前 9時59分〕

議長（中垣克朗議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより会議に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号によりとり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番、真井紀夫議員、1番、北村道生議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第23号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から、日程第8、議案第29号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」までの、計7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました7議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 初めに、3月11日に発生した東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

今回、未曾有の大被害となった東日本大震災から、この11日で3カ月を経過しようとしていますが、被災地では、行方不明者の搜索、瓦れきの撤去作業と、復旧・復興の光はまだまだ先の見えない状況であり、また家屋の倒壊などにより、今現在も10万人を超える方々が不自由な避難所生活を余儀なくされております。

本市におきましては、三重県からの要請に基づき、去る5月2日から6日まで保健師1名を岩手県陸前高田市へ、5月31日から6月4日まで総合病院の医師を初めとする医療班4名を岩手県陸前高田市へ、5月24日から6月30日までの38日間、宮城県多賀城市へ本市職員3名体制の6班編成で避難所の支援業務に現在派遣しているところであります。

今後も被災地や三重県から支援要請があった場合、できる限り引き続いて支援していくことが復旧・復興の一助になるものと考えております。

次に、水産振興についてであります。

経済状況が厳しい中、本市におきましては、尾鷲らしさや元気を取り戻すために、「魅力ある魚のまちづくり」に取り組んでいるところであります。

魚を供給する拠点の役割を担っているのが各地区の漁業協同組合であります。近年、組合員や員内漁船等の減少等に伴い、水産物の水揚げは減少し、漁協の運営も厳しさを増してきております。

このような状況の中、国、県において、漁協の経営基盤の強化を図るために、漁協合併を推進しており、平成22年2月に市内5漁協が参加して、三重外湾漁業協同組合が設立されました。

三重圏域においては、1県1漁協への方向性が示されていることから、尾鷲漁協を初めとする近隣地域の6漁協においても、合併推進を図る目的で東紀州漁協合併推進協議会を設立し、協議を重ねてまいりました。協議の中で3漁協が参加を取りやめるなどの経過もありましたが、尾鷲、行野浦、早田漁協が参加しての合併が合意されたところであります。

このことから、去る5月11日に尾鷲漁業協同組合設立委員会を設立し、翌日に合併契約書の調印式をとり行うとともに、着々と準備を進めているところであります。

本市におきましては、新たな合併漁協の安定的な経営を図るため、一部借入金に対する利子補給など、支援を行ってまいりたいと考えております。

一方、水産業の6次産業化等を通じた産地の水産業強化を図るため、尾鷲港の魚市場関係者により、水産関連産業の安定的な経営や施設整備計画の策定を目的に、去る3月29日に三重県尾鷲市尾鷲港産地協議会を設立し、今後の事業展開の検討を始めています。

本協議会では、漁業者等の所得につなげる地先資源の利活用を初め、水産物の付加価値向上、員外船の誘致活動、既存施設の利活用を検討するとともに、市場の施設整備の計画等についても、協議を重ねていくこととしております。

本市におきましては、おわせ元気・満足度アップ事業や産地水産業強化支援事業を通して、合併漁協の安定的な経営につなげる、これらの取り組みについても支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、林業振興についてであります。

安定したし有林経営を図るためには、木材流通による林業の活性化と同時に、林齢構成を平準化することが必要であります。

現在の伐期齢を迎えた高齢林に偏った構成を調整するため、来年度以降、市有林の主伐事業を計画しておりますが、これに先立ちまして、安定した収入の確保を目指して、現在、口窄地区において試験伐を実施しており、近隣の木材市場3カ所への出荷による価格調査を行う予定であります。

また、今回の試験伐では、枝をつけたままの伐倒木を集める全木集材という手法を採用しており、山に残る枝葉を極力減らし、地ごしらえの費用を軽減させるとともに、木材のカスケード利用に取り組む試みを行っております。

林業基盤整備につきましては、昨年度からの繰り越し事業である林道主ヶ谷線の舗装工事を行っており、8月上旬に完成する予定であります。

次に、商工観光振興についてであります。

まず、ことしで3回目を迎えた尾鷲まるごとヤーヤ便についてであります。昨年は939件の申し込みをいただき、年4会、延べ3,700箱余りのヤーヤ便を全国の皆さんにお届けいたしました。

本年度も4月22日から新しいカタログを配布するとともに、申し込み受付を開始しております。

新しい商品も加えつつ、新鮮なお刺身やなべ物セット、あぶりや干物などの水産物から漬け物、地元銘菓まで、尾鷲をまるごと味わっていただける内容となっており、また、尾鷲のしゅんの話や、元気な人を紹介し、ご好評いただいている地域情報通信「尾鷲がんばりよる新聞」も各便に同封してお届けいたします。

さらに、3月に発生した東日本大震災の被災地支援の一つとして、尾鷲観光物産協会が取り組んでいる「被災地の子供たちに尾鷲ヒノキの積み木を送ろう」という支援活動にも連携し、ヤーヤ便の売り上げの一部を協賛することとしております。

6月27日の締め切りに向けて、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と連携して、PRに努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、「尾鷲よいとこ定食の店」についてであります。

職による魅力あるさかなのまちづくりの一環として、尾鷲の魚がおいしく食べられる店を市内14店舗の協力により、小冊子「尾鷲よいとこ定食の店」に取りまとめました。また、マイ箸事業と連携した取り組みとして、「尾鷲よいとこ定食の店」でのスタンプラリーの景品に尾鷲ヒノキのマイ箸を取り入れ、相乗的な

反響も呼んでおります。

今後につきましても、これらの取り組みを進化させ、集客力の強化と消費拡大に努めてまいりますので、市民の皆様にご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、「おわせ港まつり」は、例年多くの市民や帰省客等を中心に花火大会などのアトラクションを楽しんでいただいております、先日開催されたおわせ港まつり実行委員会におきまして、ことしも「我がらの花火、我がらであげよう」をキャッチフレーズとして、8月第1土曜日の6日に開催が決定されたところであります。

イベント内容については、今後の状況に応じて検討が行われることになっておりますが、市民の皆さんにも清掃ボランティアへの参加、また協賛金のお願いなど、市民の皆さんと一体となったイベントとして盛り上げてまいりたいと考えておりますので、この趣旨をご理解いただき、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

次に、地域医療についてであります。

尾鷲総合病院は、365日24時間体制を維持するため、さまざまな取り組みを行っておりますが、県下の他の病院と同様に、医師不足が続いております。

このような状況の中、三重大学医学部におかれましては、本病院に多くの医師を派遣していただいております、また、山田赤十字病院におかれましては、限られた医師の中から、バディ医師や研修医を派遣していただき、感謝しているところであります。今後も引き続き、医師確保に向け強くご協力とご支援をお願いしてまいります。

医師の確保に向けた取り組みには、市民の皆様を初めとして、多くの方々のご協力をいただいております、その結果として、4月から着任していただいた眼科医師に続き、今月1日から地元出身の内科医師が着任いたしました。

尾鷲総合病院は、市民の皆様を支えられている病院であることから、今後も医師確保など、本病院を維持していくため、市民の皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

次に、防災対策についてであります。

昨年度、三重県と三重大学の協働で開催された「みえ防災コーディネーター育成講座」では、自主防災会などの住民の方々を中心に、23名の方が認定され、本市の認定者は計25名を数えることになりました。

5月28日には、このコーディネーターの方を中心に、自治会連合会や福祉施設などの各関係機関、計29名の参加のもと、「学校が避難所になったとき」と題した講座が開催され、活発な意見交換が行われました。このことは、まさしく将来を見据えた大災害時に備えるもので、民間の方々のこのような取り組みを非情に快く思うとともに、この活動が広く浸透していくことを願うものであります。

今回の、東日本大震災では、想定外と言われるほどの津波による惨状を目の当たりにしました。このことから、本市の避難行動計画も見直しが迫られているものと認識しております。

尾鷲市防災マップに想定として示されています津波浸水域の見直しは、今後内閣府の中央防災会議で今回の大震災の検証がされ、想定の見直しが検討されることから、その結果を受け、専門家も交え早急な見直しを図ってまいります。

現在、早急に取り組むべき課題は、住民の皆様の主体的な避難路及び避難場所の再確認・検証であります。この結果、得られた改善策について、行政がすべきものは積極的に進め、迅速な避難行動が得られるよう対処してまいります。このことは、さきの自主防災連絡協議会の総会においても、本年度の重点目標に定めたものであります。

避難訓練の一環として、今月28日、消防庁・気象庁主催による全国瞬時警報システムを通じた緊急地震速報による訓練を実施いたします。当日は、市内全域の防災行政無線、戸別受信機にて緊急地震速報を一斉放送し、その放送音を確認していただくとともに、その際、身を守る行動について訓練をしていただきます。

また、小・中学校や保育園、各事業所、自主防災会などを対象に、避難訓練を実施していただく中で、避難路などの確認・検証もお願いしているところであります。

次に、夏の出水期を前に、本年度も国土交通省の主催による土砂災害総合訓練を今月12日に古江地区において実施いたします。

これは昨年度1年間を通して実施しました住民主導型避難体制確立事業において、災害時要援護者支援・古江地区における土砂災害緊急避難要領の検証を行うもので、行政は情報の配信・収集を担当し、古江地区住民、消防団が主体的となった避難訓練を実践的に実施いたします。

この取り組みは、一人で避難することが困難な方を支援するため、防災隣組を結成するなどして、各方面から高い評価を得ております。

今回、避難訓練を実施・検証する中で、そこから得られた問題点など、随時見

直しを図っていくものであり、地区住民の皆様一人でも多くの参加と、この取り組みを各地域へも普及させるためにも、他の自主防災会の方々には、ぜひとも見学をお願いするものであります。

今回の東日本大震災、特に津波災害については、本市としても学ぶべきところが多くあると思われます。これまでも、「津波は、逃げるが勝ち！」との本市のスローガンのもと、啓発活動を行っておりますが、まだまだ避難意識の向上は図れていないのが現実であります。

今後、より一層の取り組みを図るため、防災対策全般に高度な専門知識と経験を有する専門家を本市の防災危機管理アドバイザーとして就任いただき、防災対策全般に指導や助言、また各種事例や情報の提供を受け、本市が実施する防災対策の効果を最大限に高めてまいります。

アドバイザーにつきましては、群馬大学大学院・片田教授をお願いする予定であります。

片田教授は、避難行動が最善の防災対策であり、住民が主体的な行動を基礎とする防災戦略を掲げており、本市の防災理念と合致していることから適任であると考え、アドバイザーへの就任をお願いするものであります。

あわせて、岩手県釜石市の「釜石市津波防災教育のための手引き」を参考に、尾鷲市内の小・中学校で活用することを目的とした津波防災教育カリキュラム、さらに、これに基づいた具体的な事業計画を取りまとめた「津波防災教育のための手引き」を作成する予定であります。

また、保護者や地域住民にも参加してもらうことを前提とした避難訓練や、防災マップづくりをカリキュラムに取り込み、学校から家庭、学校から地域へと防災教育効果を波及させていくといった仕組みづくりを行う予定であります。

次に、交通体系についてであります。

ふれあいバスの実証運行は、開始から3年目を迎え、市民の移動手段として定着しつつあります。

利用者のさらなる利便性の向上を図るため、昨年に市内13カ所における市政懇談会や、1,000人を対象としたアンケート調査を実施し、いただいたご意見を十分考慮し、本年7月に路線及びダイヤの改正を実施いたします。

改正の内容につきましては、乗降者の極めて少ない路線を乗降者の多い路線に振りかえ、利用者のニーズによりこたえとともに、わかりやすい路線への簡素化、鉄道や他のバス路線との連絡強化を図るものであります。

実施に当たりましては、「広報おわせ」の今月号に路線や時刻表等を掲載した尾鷲市公共交通のご案内を折り込み、配布させていただいたところであります。

来年度以降の本格運行に向けて、より一層、効率的かつ持続可能な市民に親しまれるふれあいバスを構築し、本市における公共交通の維持・確保を図ってまいります。

次に、道の駅についてであります。

近畿自動車道紀勢線や熊野尾鷲道路の整備が進み、平成25年には尾鷲北・尾鷲南の各インターの供用が開始される予定であり、高速道路の延伸により、県内外のアクセスの利便性が向上し、本市への流入人口が増加することが予想されます。

このことから、地域内外の方々が気軽に利用できる交流の場の創出と、熊野古道などの観光資源を生かした観光交流や、特産品の販売拡大など、地域経済の活性化を目指した道の駅の設置に向けて、尾鷲市道の駅設置検討会議を設置いたしました。

この会議は、市議会、三重県、商工会議所をはじめ、農業・林業・水産商工関係者、地域活性化関係者の参加を得て、委員23名で構成し、道の駅の共通コンセプトである休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能について、尾鷲市ではどうあるべきかを検討してまいります。

具体的には、まず、道の駅の設置目的を明確化し、立地の選定、施設の規模と機能、運営組織のあり方、財源の確保、情報発信機能などを検討し、本年10月までに全体の取りまとめを行ってまいります。

次に、第6次尾鷲市総合計画についてであります。

第6次尾鷲市総合計画は、公開と参加を基本とし、多くの市民の皆様にご参加をいただき、審議会及び6部会で構成する市民会議をそれぞれ立ち上げ、昨年8月16日に尾鷲市総合計画審議会に第6次尾鷲市総合計画（案）を諮問し、四日市大学総合政策学部の岩崎教授による指導・助言をいただきながら、審議会では基本構想を、市民会議では基本計画を議論していただいております。

5月25日には、市民会議において基本計画（案）が策定され、今月3日の審議会では、これまで議論いただいた基本構想（案）の確認と、市民会議で策定された基本計画（案）のご説明を行い、審議会において最終案の取りまとめに向けて議論をいただくことになっております。

今後、パブリックコメントを実施し、その意見を踏まえ、11月を目途に審議

会から第6次尾鷲市総合計画（案）の答申をいただく予定であります。

続きまして、今回提案しております議案第23号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から、議案第29号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」までの7議案についてご説明いたします。

まず、議案第23号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴う一部改正であります。

次に、議案第24号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」につきましては、障害者自立支援法への移行に伴う一部改正であります。

次に、議案第25号「尾鷲市土地開発基金条例の廃止について」につきましては、平成3年度に公用等に供する土地を先行取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置され、街路事業に伴う代替地の購入や、街路整備事業に活用してまいりました。

しかしながら、代替地の残地につきましては、長期間未利用であり、緊急に公用等に供する土地の購入計画もないことから、行財政改革の一環として、土地を普通財産として売却を進め、現金を公共施設等基金に繰り入れ、尾鷲市土地開発基金を廃止しようとするものであります。

次に、議案第26号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」及び議案第27号「平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案についてご説明いたします。

今回の補正予算は、3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、本市の防災対策として早急に対応する必要がある防犯灯整備、各地域の標高調査、非常時要備品整備及び小・中学校における防災教育カリキュラムの作成などの事業並びに住民基本台帳法の一部改正に伴う住民基本台帳システム改修事業が主なものであります。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第1号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億8,748万9,000円、病院事業会計で200万円をそれぞれ追加し、これにより、各会計を含めた予算総額を178億5,991万2,000円とするもの

であります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の概要につきましては、13款国庫支出金は、143万円の増額であります。これは、障害者自立支援給付費に係る社会福祉費負担金の増額によるものであります。

14款県支出金は、583万2,000円の増額であります。これは、障害者自立支援給付費に係る社会福祉費負担金71万5,000円の増額と、三重県地域支え合い体制づくり事業補助金449万円の追加、学力の定着・向上支援事業委託金50万円の追加が主なものであります。

15款財産収入は516万6,000円の増額であります。これは尾鷲中学校第二屋内運動場（武道場）建設に伴い、市有林の試験伐面積が広がったことによる立木売却収入の増額であります。

16款寄附金は、200万円の増額であります。これは尾鷲総合病院の看護師育成資金として1名及び1法人から、それぞれ100万円のご寄附をいただいたものであります。なお、この寄附金につきましては、歳出で病院事業会計負担金として計上しております。

17款繰入金は、1億4,883万4,000円の増額であります。これは、土地開発基金からの繰入金1億1,814万7,000円と、今回の補正財源として、財政調整基金から3,068万7,000円を繰り入れるものであります。

20款市債は、2,360万円の増額であります。これは、防犯灯100基を停電時対応型LED防犯灯に取りかえる工事請負費に過疎対策事業債を充当するものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページからご説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、議会費では、市議会議員1名が欠員となったことから、議員報酬手当等で846万3,000円、議会運営経費で25万円、それぞれ減額するものであります。

次に、総務費では、一般管理費の人事管理経費で272万6,000円の増額

であります。これは、宮城県多賀城市に被災地支援員 18 名を派遣する旅費など
であります。総務一般管理経費で 84 万 3,000 円の増額であります。これは、
高速道路無料化社会実験の廃止による有料道路通行料の増額が主なものでありま
す。

財産管理費では、公共施設等基金に 1 億 1,814 万 8,000 円を追加するも
のであります。これは、尾鷲市土地開発基金を廃止し、当該基金に積み立てるも
のであります。

防災費では、情報収集及び発信経費で 49 万 5,000 円の追加であります。
これは、本市に防災危機管理アドバイザーを配置するため、その報償費 18 万円
と、市内 68 カ所の標高調査業務委託料 31 万 5,000 円の追加であります。
自主防災組織整備事業で 170 万円の増額であります。これは、避難誘導ハンド
マイクなどの購入費の増額であります。非常時用備品整備事業で 663
万 7,000 円の増額であります。これは、支援物資として提供した毛布などの
非常時用備品を改めて整備するものであります。

諸費では、防犯灯整備事業で 2,368 万 8,000 円の追加であります。これ
は、現在の防犯灯のうち、100 基を停電時対応型 LED 防犯灯に取りかえる工
事請負費であります。

戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳法及び外国人登録法の改正に伴う住民
基本台帳システム改修業務委託料 2,856 万円の追加であります。

民生費では、社会福祉総務費で、紀北広域連合分担金 224 万 2,000 円の
増額、障害者福祉費で地域支え合い体制づくり事業 219 万円の追加であります。
これは、要援護者台帳を整備するため、社会保障システム改修業務委託料 189
万円の追加が主なものであります。自立支援給付事業で 286 万 1,000 円の
増額であります。これは、紀北作業所が 8 月から障害者自立支援法の新しい事業
体系に移行することに伴う増額であります。老人福祉費で地域支え合い体制づく
り事業 230 万円の追加であります。これは、地域住民を中心とした日常的な支
え合いを推進していくための生活介護支援サポーター養成事業委託料 221
万 6,000 円の追加が主なものであります。

衛生費では、塵芥収集費で資源ごみ収集運搬業務委託料 1,522 万 6,000
円の減額は、入札結果によるものであります。墓地管理費で 423 万 5,000
円の追加であります。これは、昨年度に実施予定でありました坂場墓地六地藏移
転工事が、尾鷲北インターチェンジの取付工事の進捗状況により実施できなかつ

たため、改めて予算計上し、工事を実施するものであります。病院費では、尾鷲総合病院の看護師育成資金としてご寄附いただいた200万円を病院事業会計負担金として支出するものであります。

農林水産業費では、管理費（山林事業費）で、89万8,000円の増額はFSC認証監査委託料80万円の増額が主なものであります。保育費（山林事業費）で、297万1,000円の増額は尾鷲中学校第二屋内運動場（武道場）建設に伴う試験伐採手数料の増額であります。水産振興費で尾鷲漁業協同組合、行野浦漁業協同組合、早田漁業協同組合の合併後の基盤強化を図るため、合併漁協基盤強化支援事業利子補給補助金として140万円を交付するものであります。

教育費では、事務局費で、県からの受託事業として、国語力の向上を目指した学力の定着・向上支援事業50万2,000円、地域教材（林業・漁業）を通して学ぶ、ふるさと三重教育推進事業10万円の追加であります。

また、今回の東日本大震災では、児童の多くが犠牲となった学校がある一方、防災教育に熱心に取り組んだ結果、児童・生徒の犠牲者をゼロにすることができた学校もありました。

このことから、本市においても、津波防災教育事業として、津波防災教育カリキュラム作成委託料300万円を追加し、さらに防災教育を推進していくものであります。小学校及び中学校の学校管理費並びに幼稚園費では、過日発生しました盗難事件を受け、防犯対策の強化を図るため、防犯カメラ等を整備する経費として、小学校費145万円、中学校費32万6,000円、幼稚園費20万8,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為補正であります。

事項としましては、地域おこし協力隊事業の車両借上料とコンピューター機器借上料で、その期間を平成24年度から平成26年度まで、限度額をそれぞれ188万2,000円と28万9,000円とするものであります。

次に、企業会計についてご説明いたします。

7ページをごらんください。病院事業会計であります。

資本的収入及び支出では、収入で負担金200万円を増額するものであります。これは、看護師育成資金として一般会計にご寄附いただいたものを、一般会計から負担金として歳入するものであります。

次に、議案第28号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によ

り、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明させます。

議長（中垣克朗議員） 会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長（大倉令資君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（大倉令資君） それでは、議案第28号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」につきまして、お手元の平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、決算概要をご説明いたします。

なお、平成22年度で尾鷲市老人保健医療事業特別会計が廃止されたことに伴い、従前どおりの第3回定例会ではなく、本定例会で決算審査をお願いするものであります。

1ページをごらんください。

この表は、平成22年度老人保健医療事業特別会計決算総括表であります。

老人保健医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の12万7,000円に対し、決算額は歳入歳出とも12万4,700円で、歳入歳出差し引き差引残額はゼロ円であります。

次に、2ページをごらんください。

この表は、平成22年度老人保健医療事業特別会計実質収支調であります。

実質収支額であります。翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額と同額のゼロ円であります。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

この表は、平成22年度老人保健医療事業特別会計歳入款別決算額調であります。

1款支払基金交付金は、収入済額334円で、前年度と比較して41万1,664円の減額であります。この要因は老人保健医療事業が実質的に後期高齢者医療事業へ移行していることによるものであります。この款以降で減額している要因は同じ理由によるものであります。

2款国庫支出金は、収入済額9万8,189円で、前年度と比較して9万8,189円の皆増であります。

3款県支出金は、収入済額2万4,547円で、前年度と比較して2万4,547円の皆増であります。

4款繰入金、5款繰越金とも収入済額はありません。

6 款諸収入は収入済額 1 ,6 3 0 円で、前年度と比較して 1 万 4 ,9 7 5 円の減額であります。

以上、歳入合計は予算現額 1 2 万 7 ,0 0 0 円に対し、調定額と収入済額は同額の 1 2 万 4 ,7 0 0 円で、予算に対する収入割合は 9 8 .1 %、調定に対する収入割合は 1 0 0 %であります。

なお、収入済額を前年度と比較しますと 2 ,7 3 6 万 2 ,8 8 5 円の減額で、率にしまして 9 9 .5 %の減少であります。

次に、5 ページ、6 ページをごらんください。

この表は、平成 2 2 年度老人保健医療事業特別会計歳出款別決算額調であります。

1 款総務費、2 款医療諸費とも、支出済額はありません。

3 款諸支出金は、支出済額 1 0 万 5 ,4 1 1 円で、前年度と比較して 2 ,6 8 5 万 6 ,5 6 9 円の減額であります。

4 款前年度繰上充用金は、支出済額 1 万 9 ,2 8 9 円であります。前年度繰上充用金は、平成 2 1 年度において歳出に対して歳入が不足しましたので、地方自治法施行令第 1 6 6 条の 2 の規定により、平成 2 2 年度の同会計から 1 万 9 ,2 8 9 円の繰上充用したものであります。

以上、歳出合計は予算現額 1 2 万 7 ,0 0 0 円、支出済額は 1 2 万 4 ,7 0 0 円で、前年度と比較して 2 ,7 3 8 万 2 ,1 7 4 円の減額となっております。率にしまして 9 9 .5 %の減少、不用額は 2 ,3 0 0 円であります。予算に対する執行割合は 9 8 .1 %であります。

次に、7 ページをごらんください。

この表とグラフは、一般会計からの繰出金額の推移であります。

以上、平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計の歳入歳出決算の概要についてのご説明といたします。

また、監査委員の審査意見書、主要施策の成果及び実績報告書等を別途添付しておりますので、後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきましてご説明いたしますので、何とぞご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君）　続きまして、議案第 29 号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」につきましては、紀北作業所等が障害者自立支援法で定められる事業体系に移行することに伴い、同施設を知的障害者授産施設から障害者支援多機能型事業所に変更するものであります。

以上をもちまして、「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」などの 7 議案の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員）　以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第 9、報告第 3 号「専決処分事項の承認について（平成 22 年度尾鷲市一般会計補正予算第 8 号）」及び日程第 10、報告第 4 号「専決処分事項の承認について（平成 22 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算第 3 号）」の報告 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告 2 件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君）　それでは、報告第 3 号「専決処分事項の承認について（平成 22 年度尾鷲市一般会計補正予算第 8 号）」及び報告第 4 号「専決処分事項の承認について（平成 22 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算第 3 号）」につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったものであります。

まず、報告第 3 号「専決処分事項の承認について（平成 22 年度尾鷲市一般会計補正予算第 8 号）」についてご説明いたします。

さきの第 1 回定例会終了後、歳入で国及び県からの交付金等の交付額の確定、尾鷲小学校耐震整備事業に係る国庫補助金の追加、尾鷲中学校第二屋内運動場（武道場）建設に係る森林整備加速化・林業再生基金事業県補助金の追加並びにそれらに伴う市債の減額などであります。歳出では、財政調整基金への積み立て及び尾鷲北インターチェンジの取付道路の進捗状況により、執行することができなかった坂場墓地六地蔵移転事業費の減額などであります。これにより、歳入歳出に、それぞれ 1 億 3,730 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 111 億 6,527 万円とする歳入歳出予算の補正、木造住宅耐震補強事業、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業の事業費の確定による繰越明許費補正

及び人事給与システム借上料、資源ごみ収集運搬業務委託料の確定による債務負担行為補正並びに借入額の確定に伴う地方債補正であります。

次に、報告第4号「専決処分事項の承認について（平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算第3号）」についてご説明いたします。

当会計につきましては、平成22年度をもって制度が廃止となることから、専決処分により整理を行ったものであります。

歳入歳出にそれぞれ132万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12万7,000円としたものであります。

議長（中垣克朗議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第9、報告第3号「専決処分事項の承認について（平成22年度尾鷲市一般会計補正予算第8号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員。

よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第10、報告第4号「専決処分事項の承認について（平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算第3号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員。

よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第11、報告第5号「平成22年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第13、報告第7号「財団法人尾鷲文化振興会の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」までの報告3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告3件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告第5号「平成22年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成22年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告するものであります。

次に、報告第6号「財団法人尾鷲市開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」、報告第7号「財団法人尾鷲文化振興会の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」につきましては、副市長と生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

〔副市長（横田浩一君）登壇〕

副市長（横田浩一君） それでは、報告第6号「財団法人尾鷲市開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」ご説明いたします。

この報告は、地方自治法243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

最初に、平成22年度事業報告及び決算についてご説明いたします。

平成22年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。

事業報告書であります。1の用地取得事業は実施しておりません。

2の用地売却事業であります。平成22年7月9日の都市計画道路の廃止に伴い、都市計画道路用地として先行取得をしている中央町用地の一部の売却の見込みが立ったため、不動産鑑定を行いました。

3のその他（1）用地管理、（2）庶務事項につきましては、記載のとおりであります。

次に、決算についてご説明いたします。

2ページをごらんください。

正味財産増減計算書であります。

1の経常増減の部の、基本財産運用益から雑収益までの経常収益は463万1,387円で、内訳といたしまして基本財産運用益の基本財産受取利息6,624円は、基本財産である引当預金及び定期預金利息であります。

基本財産受取配当金1,100円は、投資有価証券の配当金であります。

受取補助金等の受取尾鷲市補助金378万648円は、駅前広場用地等先行取得している借入金の利息分であります。

土地使用料収入84万1,714円は、瀬木山用地の一部の貸付収入12万円と、駐車場用地として貸し付けております中央町用地の71万9,464円等であります。

雑収益は、普通預金利息の1,301円であります。

次に、経常費用であります。

管理費の役員報酬支出から雑費までの経常費用は461万4,638円で、内訳は役員報酬支出が3万9,600円、建物減価償却費34万2,000円は、本庁舎南棟別館の減価償却であります。

租税公課2万円は法人県民税、支払負担金13万2,000円は、公益法人協会会費、支払利息378万648円につきましては、長期借入金の支払い利息であります。

雑費30万390円は、中央町用地不動産鑑定手数料及び借入金の借りかえに伴う印紙税等であります。

経常収益合計463万1,387円から経常費用合計461万4,638円を差し引いた額、1万6,749円が当期経常増減額であります。

次に、2の経常外増減の部であります。記載のように収益、費用とも動きがありませんでした。

したがって、当期一般正味財産増減額は1万6,749円となり、期首残高371万9,091円に当期の増減額を加えた額が一般正味財産期末残高の373万5,841円であります。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。

1の流動資産といたしまして、普通預金が366万3,240円、2の固定資産は、(1)基本財産として建物から定期預金までの1,948万5,000円と(2)その他の固定資産の土地3億7,058万7,600円を合計した資産合計

は3億9,373万5,840円であります。

次に、負債の部であります。

負債合計は、1の固定負債の長期借入金が3億9,000万円で、資産合計3億9,373万5,840円から負債合計3億9,000万円を差し引いた額373万5,840円が正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計額が一致するものであります。

次に、4ページの財務諸表に対する注記であります。1の重要な会計方針、2の基本財産及び特定資産の増減額及びその残高等を記載しております。

次に、5ページの財産目録をごらんください。

先ほどご説明いたしました貸借対照表の詳細であります。

1の流動資産の現金預金は普通預金として、百五銀行から東海労働金庫までの金融機関に合計で366万3,240円を預け入れしております。2の事業資産の土地につきましては、3カ所の台帳価格3億7,058万7,600円でありま

す。

次に、3の固定資産の基本財産であります。建物で963万4,480円と減価償却引当預金936万5,520円、投資有価証券が合わせて4万5,000円、定期預金が44万円、固定資産合計は1,948万5,000円となり、資産合計は3億9,373万5,840円であります。

また、負債の部では、1の固定負債といたしまして、伊勢農業協同組合に3億9,000万円の長期借入金があり、資産合計3億9,373万5,840円から負債合計3億9,000万円を差し引いた正味財産は373万5,840円となり、貸借対照表と同額となります。

次に、6ページをごらんください。

当会社が所有する期首の土地3カ所の用地につきましては、当期の増加、減少がなかったため、期首と同額であります。

したがいまして、地積は5,686.67平方メートル、価格で3億7,058万7,600円であります。

次のページは、監事による監査報告書であります。

続きまして、平成23年度事業計画及び予算についてご説明いたします。

1ページの事業計画書をごらんください。

1の用地取得計画はありません。2の用地売却計画につきましては、中央町用地の売却を見込んでおります。通常の業務といたしましては、3のその他(1)

用地管理と(2)庶務事項であります。

次に、2ページの正味財産増減計算書をごらんください。

記載のうち、当年度予算額のご説明をいたします。

1の経常増減の部といたしましては、基本財産運用益から雑収益までの経常収益は、348万4,200円で、主なものといたしましては、受取補助金等の312万円で、尾鷲市からの補助金であります。使用料収入、土地使用料収入35万6,200円は、公社所有地貸付収入であります。

次に、経常費用は、役員報酬から雑費までの管理費455万5,000円で、内訳といたしましては、役員報酬支出が4万円、建物減価償却費34万2,000円、租税公課2万円、支払負担金13万2,000円は公益法人協会費当の負担金、支払利息312万円は、長期借入金の利息であります。

雑費90万1,000円は、都市計画道路廃止に伴う整理のための用地測量委託料等であります。

2の経常外増減の部は、本年度収支がありません。

したがって、経常収益から経常費用を差し引いた額、マイナス107万800円が当期一般正味財産増減額となり、これに一般正味財産期首残高373万5,840円を加えた266万5,040円が一般正味財産期末残高であります。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。

1の流動資産では、現金預金といたしまして、普通預金が中央町用地の売却見込み収入を含む3,133万795円、2の固定資産は、(1)の基本財産として建物から定期預金までの1,948万5,000円と(2)のその他の固定資産の土地が3億4,184万9,245円で、資産合計は3億9,266万5,040円であります。

次に、負債の部であります。

負債合計は、1の固定負債の長期借入金3億9,000万円であります。

正味財産は、資産合計から負債合計を差し引いた額266万5,040円で、下段の負債及び正味財産合計は資産合計と一致しております。

次に、4ページの財務諸表に対する注記であります。記載のとおりであります。

次に、5ページの事業用土地の内訳書であります。中央町用地につきまして

は、期首地積 7 1 6 . 1 5 0 平米のうち、4 1 2 . 3 1 5 平米を売却見込みとしており、期末地積は 3 0 3 . 8 3 5 平米になる見込みであります。その他 2 カ所の用地は、平成 2 3 年度中の売却見込みはありません。

以上をもちまして、報告第 6 号「財団法人尾鷲市開発公社の平成 2 2 年度決算及び平成 2 3 年度事業計画等について」のご説明とさせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（中野誠君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） それでは、報告第 7 号「財団法人尾鷲文化振興会の平成 2 2 年度決算及び平成 2 3 年度事業計画等について」ご説明いたします。

平成 2 2 年度事業報告及び決算の 1 ページをごらんください。

財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、これに基づき運営しております。

次に、2 ページ、3 ページをごらんください。

平成 2 2 年度事業報告につきましては、理事会を 3 回開催しております。

また、運営委員会を 4 回開催して、自主事業の実施の検討を行っております。

次に、4 ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計 2 万 7 , 1 6 6 人、昨年度と比べ 8 , 2 3 0 人の減となっております。

大ホールが 1 万 5 7 1 人減であります。これは尾鷲節コンクールの中止が主な原因と思われます。

小ホールには 2 , 3 4 1 人の増となっております。

次に、5 ページの催しもの別利用状況はごらんのとおりであります。

次に、6 ページ、7 ページをごらんください。

これは、本振興会が主催した事業であります。

コンサートなど 3 回、映画が 5 回、せぎやま倶楽部の発表が 2 回、それに平成 2 2 年度は舞台スタッフの育成の目的で、初心者講習会と修了イベントを行い、計 1 2 回の事業を実施しております。

次に、8 ページの収支決算書をごらんください。

まず、収入の部で、基本財産運用収入が 3 万 3 , 0 0 0 円、これは定期預金利

息収入であります。

事業収入として、自主事業による入場料等収入が218万9,611円、刊行物等販売収入が30万7,831円、これは自販機売りさばき及び物品販売手数料であります。

貸し館利用収入が719万3,090円で、合計969万532円となっております。

雑収入は、公衆電話通話料等の9,690円であります。

管理受託収入が4,950万円、これは尾鷲市との委託契約に基づく収入であります。

前期繰越金が29万4,134円となり、説明欄に記載のとおり、事業費繰越金26万550円は事業費として積み立てており、管理費繰越金3万3,584円は補正予算に計上し、光熱水費等に充当しております。

以上、収入合計は5,952万7,356円であります。

次に、9ページの支出の部の事業費をごらんください。

これは自主事業に係る経費であります。

決算額の欄をごらんください。

このうち、主なものとして印刷製本費は65万2,525円で、チケット、ポスター等の印刷代、賃借料149万125円、これは映画フィルム等であります。

委託費の672万円は、自主事業の委託料であります。

宣伝広告費の47万9,875円は、新聞広告掲載料等であります。

以上、事業費合計が986万3,507円であります。

次に、10ページの管理費をごらんください。

この費用は、会館の維持管理に係る経費であります。

主なものは、職員1名の給料手当として658万4,515円、嘱託職員4名の臨時雇用賃金が922万8,157円、光熱水費は1,080万1,814円、会館設備保守点検の委託費は1,421万418円、決算額合計が4,828万5,841円であります。

なお、未払金につきましての詳細は12ページでご説明いたします。

次に、11ページをごらんください。

特定預金支出であります。

退職手当積立預金支出の72万6,534円は、職員1名分の退職金積み立ての経費であります。

支出額合計は5,921万881円、収入から支出を差し引きますと、収支差額が31万6,475円であります。

また、法人税等が24万2,100円、収支差額から差し引いた7万4,375円が次年度への繰越金となります。

次に、12ページをごらんください。

未払金、未払消費税等の内訳であります。

内訳は明細のとおりですが、未払金42万551円、消費税等72万7,400円はすべて支払い済みであります。

次に、13ページをごらんください。

貸借対照表であります。

資産の部は、ごらんのとおりで、流動資産と固定資産を合わせて4,703万1,512円であります。

負債の部では、負債合計は858万2,844円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額が正味財産として3,844万8,668円であります。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

正味財産増減計算書であります。

まず、経常増減の部であります。基本財産運用益3万3,000円、事業収益969万532円、雑収益9,690円、管理受託収益4,950万円で、経常収益が5,923万3,222円あります。

経常費用は、事業費計986万3,507円に、15ページの管理費計4,967万3,417円を加えた経常費用計が5,953万6,924円で、当期経常増減額はマイナス30万3,702円あります。

当期経常増減額マイナス30万3,702円に、一般正味財産期首残高3,875万2,370円を加えますと、正味財産期末残高は3,844万8,668円あります。

次に、16ページをごらんください。

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳であります。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらんの銀行に預貯金されております。特定資金の普通預金は1,427万3,471円で、当期末残高合計は4,427万3,471円あります。

次に、17ページをごらんください。

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

プロジェクターを購入したため、什器備品がふえておりますが、規定により次年度からの減価償却となっております。

次に、18ページをごらんください。

財産目録であります。資産の部で、流動資産として、普通預金が138万3,266円、固定資産として基本財産の3,000万円と特定資金1,427万3,471円、その他固定資産137万4,775円の固定資産合計は4,564万8,246円で、資産合計は4,703万1,512円であります。

負債の部では、流動負債として、未払金等の合計が130万8,891円、固定負債として、退職給与引当金727万3,953円、負債合計は858万2,844円であります。資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は、3,844万8,668円であります。

19ページから21ページは、先ほどご説明いたしました収支決算書を「公益法人会計における内部管理事項について」に示された様式で表記したものであります。

次に、22ページをごらんください。

収支計算書に対する注記でございます。ごらんのとおりであります。

次に、23ページをごらんください。

5月18日に実施しました監査報告書であります。

続きまして、平成23年度事業計画及び予算についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

平成23年度の基本方針はごらんのとおりであります。

2ページ、3ページをごらんください。

平成23年度事業計画であります。理事会の開催予定及び運営委員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、4ページをごらんください。

自主事業計画であります。

次に、5ページをごらんください。

収支予算書であります。

まず、収入の部ですが、基本財産運用収入が定期預貯金利息の3万円、事業収入として1,155万円であります。

管理受託収入が4,912万4,000円、これは尾鷲市との委託契約に基づく収入であります。

収入合計は6,071万1,000円であります。

次に、6ページをごらんください。

支出の部、事業費であります。

これは、本振興会が実施します自主事業に係る経費であります。

このうち、主なものは、賃借料が173万9,000円、委託費が732万円であり、予算合計は1,155万5,000円であります。

次に、7ページをごらんください。

管理費であります。

これは会館の維持管理に要する経費であります。

そのうち、主なものは、給料手当が693万1,000円、福利厚生費が240万7,000円、臨時雇用賃金が4名分で951万7,000円の計上であります。

光熱水費として1,044万5,000円、会館の保守管理業務として委託費が1,393万8,000円、合計が4,856万1,000円で、前年度と比べ30万2,000円の減であります。

次に、8ページをごらんください。

特定預金支出であります。

合計で59万5,000円で、支出合計は6,071万1,000円であります。

9ページから13ページは、「公益法人会計基準」で表記したものであり、14ページから16ページは、「公益法人会計における内部管理事項について」に示された3区分の様式で表記したものであります。

以上をもちまして、報告第7号「財団法人尾鷲文化振興会の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」のご説明とさせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 簡単というか、初歩的な、ちょっと恥ずかしい質問なんですけど、報告第7号の財団法人尾鷲文化振興会の平成22年度の決算の中から、単純なことをお聞きさせていただきます。

この12ページ、その他の内訳ということで、未払金の中で、3月分時間外勤

務手当ということで、13万9,562円上がってますね、これ。これは3月分の残業手当ということで理解できるんですけども、通常の、3月以外の残業手当というんですか、それが明記されてないと思うんですね。例えば、19ページの中の、管理費手当の中で一括して入ってるのかなというような思いがするんですけども、わかりますか、19ページの管理費の中で。といった中で、もしわかっておれば教えていただきたいのと、できたら、給与明細書を決算時だけつけていただければ、一番よくわかるんじゃないかなというような思いがいたしておりますので、それだけ1点、残業手当についての1点だけお聞きをいたします。

議長（中垣克朗議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） 今ちょっと、明細な資料を手持ちに持っておりません。ごめんなさい。後日報告という格好でもよろしいでしょうか。

議長（中垣克朗議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 明細な資料を持ってないということなんですけども、22年度の決算報告をするということは、やはりそれなりの資料は構えて、初歩的なことですのでね、後で、資料はよろしいですけども、できたら、給与明細についても、もうびちっと明記していただければ、親切かなというような思いがいたしますので、後日で結構でございます。

終わります。

議長（中垣克朗議員） 他にございませんか。

8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 報告第6号について、新年度では、中央町の用地売却事業が入っているわけですが、かつて、開発公社においては、土地ではやってはいけない、簿価調整というか、帳簿価格を変えたということがあるんですけど、基本的に、有価証券ではなくて、土地に関しては、手放すときに、求めたときの値と、放すときの値をあらわすのが本来だと思うんですけど、新年度の5ページを見ていただくと、412.315平米が2,873万8,355円の、一応売却予定額だと思うんですけどね、ところが、残ったのが303.835平米で、5,698万2,454円となって、地積の少ないほうが金額が高いというところ、この帳簿処理については、ちょっと当該年度に売却損を出すべきではないんですか。本格的な複式簿記を使ってないので、どこまでその処理がいいのかということが、ちょっとよくわかりませんが、商業簿記法でいえば、当該年度に売却損が出る、と思うんです、この残高からいったら。そのあたりはどうなってるんでしょうか。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 三鬼和昭議員の質問ですけれども、確かに、当期減少、期末残を比べますと、そういうことになります。ただ、当該年度による、複式簿記云々の部分ですけれども、まだ残地が残っておりますので、そのときに調整をいたしたいというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 正式な商業簿記を使われるのかどうかというのは、私もちょっとその辺があれなんですけど、それで、その処理の方法でいいわけでしょうかね。副市長、いいんでしょうかね。県なんかでも、かなりそういったのを扱っておられると思うんですけど、発生時点でされるのがそうではないかなと思ってますが、この財務諸表には、損益計算書等もきちっと明記してあるのは、そういった書類ではないので、ちょっとこれ見ていて、当該年度にすべきではないかなと感じましたので、その辺だけ、きちっと説明していただければ、結構だと思しますので。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 土地の単価につきましては、簿価時点、それから売却時点、それぞれ単価が違いますので、このような数字になってきておるわけでございますけれども、諸表上の整理につきましては、再確認をさせてもらった上で、改めるべきところがあれば、公社のほうに対して指示もさせていただきたいと思えます。

議長（中垣克朗議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） わかりました。確認とっていただいて、こういった処理でいいのであれば、最終的に、というのはですね、たしかここ数年のうちに、この法人のあり方も変えなくてはいけないということがあろうかと思うんですね。これについて、この考え方からいいますと、本来は土地の価格と固定負債、いわゆる長期借入金之余り変わりませんから、帳簿価格で土地が処分できれば、そんなに苦労はしませんが、放せないところとか、いろいろあって、抜本的には行政側からその長期負債を賄わなくては、何ともならんのではないかなと思うんですけど、開発公社の方向性ですね、どのようなことをご検討されておるのかということをお寄せまして、ちょっと説明していただくということをお願いしまして、質疑を終わりたいと思えます。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 今後の開発公社の方向性でございますけれども、平成20

年12月に公益法人の改正3法が施行されまして、そこでは、今後5年間、つまり平成25年11月いっぱいまでに、その公社の方向性を定めると。というのは、一般財団か、それから公益かという二者選択になります。さらに、そこで、その選択がとれない場合は解散ということもございます。

今、この公社の役割を考えた中で、先行取得という役割は、非常に薄くなっておりますので、解散というところも、念頭に入れつつ整理をさせていただきたいと思っております。

議長（中垣克朗議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は、報告でありますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第14、選挙第6号「尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（中垣克朗議員） 本件につきましては、ただいま朗読のとおり、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、来る7月3日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙管理委員会委員及び補充員をそれぞれ選挙することになっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により、投票にかえて指名推選の方法を用いることができることになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてをお諮りいたします。

指名につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員会委員には、松永洋一さん、川口京子さん、加藤大雄さん、日富祥子さん、以上4名を、補充員には、加藤一至さん、塩津史子さん、田中繁勝さん、濱野京子さん、以上4名の方々を当選人と定めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決定いたしました。

なお、委員中に欠員が生じた際の補充員からの繰り上げの順序は、ただいま発表いたしました順序によることといたしますのでご了承願いたいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす7日火曜日から9日木曜日までを休会とし、10日金曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時36分〕